

令和5年5月8日

加盟団体長 様
剣道部顧問 様

一般社団法人愛媛県剣道連盟
会長俊野徹人

令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス感染予防について

取り急ぎご連絡申し上げます。

政府はマスクの着用について「令和5年3月13日以降、個人の主体的な選択を遵守し、着用は個人の判断に委ねると発表いたしました。」全日本剣道連盟も政府の指針に基づき、令和3年8月4日付け「対人稽古に関するガイドライン」にかかわらず、「令和5年3月13日以降、剣道における面マスクの着用は、個人の判断に委ねると発表いたしました。」

なお、稽古時には面マスクかシールドのいずれかは装着することになっています。

また、政府は5月8日付けにて従来の感染症法で定める「新型コロナウイルスを、2類から季節性インフルエンザ等と同類の5類に移行する」と発表いたしました。このことにより従来の「対人稽古に関するガイドライン」が直ちに解除されると錯覚する向きもありますが、従来の基本的な感染対策(三密の回避、手指消毒、検温等)は引き続き継続されますことをご理解ください。

現在全剣連は「大会・審査会」のマスク着用については

1 全剣連主催大会において審判員はマスクを着用しない。

大会役員、係員は個人の判断とする。

2 審査員はマスクを着用する。

更に、試合・審判法の暫定的ルールも、今年、一年程度継続されることも併せて発表されています。

愛媛県剣道連盟はこれらの判断を遵守し、今後も全日本剣道連盟の指針に従って参ります。

会員の皆様には「自分と他人」の健康のため、今後も現状の感染対策を守っていただきながら、充実した生活を送られることをご祈念申し上げます。